

京都市交通局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程を公布する。

令和2年3月17日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第14号

京都市交通局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条に基づき、非常勤の企業職員のうち、地方公務員法（以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与その他の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与その他の給付の種類)

第2条 会計年度任用職員の給与その他の給付は、給料、通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、退職手当及び旅費とする。

(給料)

第3条 会計年度任用職員の給料月額は、次の各号の表中左欄に掲げる職務の級及び同表の中欄に掲げる号給に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(1) 会計年度任用職給料表第1

職務の級	号 給	給 料 月 額
1 級	1号給から97号給まで	中欄に掲げる各号給の数と京都市交通局職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1の1企業職給料表第1（以下「給料表第1」という。）におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額
2 級	1号給から137号給まで	中欄に掲げる各号給の数と給料表第1におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の2級の欄に掲げる給料月額と同額

3 級	1号給から10号給まで	中欄に掲げる各号給の数と給料表第1におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の5級の欄に掲げる給料月額と同額
-----	-------------	---

(2) 会計年度任用職給料表第2

職務の級	号 給	給 料 月 額
1 級	1号給から12号給まで	中欄に掲げる各号給の数と給与規程別表第1の3企業職給料表第5（以下「給料表第5」という。）におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額
2 級	1号給から13号給まで	中欄に掲げる各号給の数と給料表第5におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の2級の欄に掲げる給料月額と同額

- 2 会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表（別表）に掲げるとおりとする。
- 3 管理者は、会計年度任用職員の職務を別に定める基準に従い、第1項各号の表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、同表によりその者の号給を決定しなければならない。
- 4 前項の号給の決定の基準は、別に定める。
- 5 第1項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「1号職員」という。）の給料月額は、前各項の規定によりその者に適用される給料月額に、その者の1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、会計年度任用職員の給料の支給については、昇給の基準に関する事項及び給与の減額に関する事項を除き、給与規程の適用を受ける常勤の職員（以下「常勤職員」という。）の例に準じる。ただし、これにより難しい場合は別に定める。

（通勤手当）

第4条 会計年度任用職員（別に定める者を除く。）の通勤手当は、常勤職員の例に準じた額を支給する。ただし、これにより難しい場合として別に定める場合の通勤手当の額は、

これらの例により支給する場合の額の範囲内において別に定める。

(地域手当)

第5条 会計年度任用職員の地域手当は、給与の減額に関する事項を除き、常勤職員の例に準じて支給する。

(特殊勤務手当)

第6条 会計年度任用職員の特殊勤務手当は、常勤職員の例に準じて支給する。

(給与の減額)

第7条 会計年度任用職員が、正規の勤務時間（京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務規程」という。）に規定する勤務時間をいう。）について勤務しないときは、勤務しない1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、勤務しないことにつき管理者の承認があったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の承認の基準は、別に定める。

第8条 前条の規定により難しい場合の給与の減額については、同条の規定にかかわらず、別に定める。

(超過勤務手当)

第9条 会計年度任用職員の超過勤務手当は、勤務1時間当たりの給与額に関する部分を除き、常勤職員の例に準じて支給する。この場合において、1号職員の勤務規程に規定する休日等のうち、勤務を要しない日における勤務は、給与規程第23条に掲げる超過勤務手当の支給対象となる勤務とみなす。

(夜間勤務手当)

第10条 会計年度任用職員の夜間勤務手当は、勤務1時間当たりの給与額に関する部分を除き、常勤職員の例に準じて支給する。

(宿日直手当)

第11条 会計年度任用職員の宿日直手当は、常勤職員の例に準じて支給する。

(期末手当)

第12条 会計年度任用職員（別に定める者を除く。）の期末手当は、常勤職員の例に準じて支給する。この場合において、期末手当の額については給与規程第2条第1号に規定する指定職員以外の者の、算定基礎額については給与規程第29条第3項に掲げる職員以外の者の例に準じる。

(勤務1時間当たりの給与額)

第13条 第7条の規定による給与の減額又は第9条から第10条までに規定する手当の額の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料月額並びにこれに対する地域手当及び別に定める手当の月額合計額を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額とする。

(休職者の給与)

第14条 第3条、第5条及び第12条の規定にかかわらず、休職中の職員に対しては、給与を支給しない。

(退職手当)

第15条 2号職員のうち、勤務した日（法律又はこれに基づく条例により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き2号職員として勤務することとされているもの（別に定める者を除く。）については、常時勤務することを要する者とみなして、京都市交通局職員退職手当支給規程を適用する。この場合において、同規程第3条第1項第2号中「傷病により退職した者」とあるのは、「任期が満了したことにより退職した者及び傷病により退職した者」と読み替えるものとする。

(特定の職員の給与)

第16条 1週平均の正規の勤務日数、任期その他任用の事情を考慮して別に定める者の給与については、前各条の規定にかかわらず、前各条の規定との均衡を考慮して別に定める。

(旅費)

第17条 会計年度任用職員の旅費は、京都市交通局企業職員旅費支給規程の適用を受ける職員の例に準じて支給する。

(施行細目)

第18条 この規程の施行に必要な細目は別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	相当の知識, 技術, 経験等を要する職務
2 級	やや高度の知識, 技術, 経験等を要する職務
3 級	相当高度の知識, 技術, 経験等を要する職務

(交通局企画総務部職員課)